

議案第63号

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

1 改正内容

地方税法改正による指定都市への税源移譲に伴う市町村民税所得割課税額に係る規定の整備を行う。

2 地方税法改正に伴う市町村民税所得割額に係る規定整備

(1) 地方税法改正の概要

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲されたことに伴い、個人住民税について、平成30年度課税分から、道府県民税のうち2%相当分が指定都市における市民税に税源が移譲される。

そのため、指定都市に住所を有する者について、市民税の標準税率が6%から8%に、道府県民税は4%から2%に、それぞれ改正される。

(2) 市立幼稚園への対応

市立幼稚園の保育料は、市町村民税所得割課税額により認定された階層に応じて金額を決定しているが、指定都市在住者については、市民税の税率が8%となることにより、税率が6%で計算する指定都市以外の市町村在住者と比べて階層が上がり、保育料の額が、本来決定されるべき金額よりも高額となる可能性がある。

そのため、1月1日現在、指定都市に住所を有していた者が、同日以降に本市へ転入し、市立幼稚園に入園した幼児の保護者となる場合であっても、指定都市以外の市町村に住所を有していた者と同様に取り扱うことができるよう、条例を改正する。